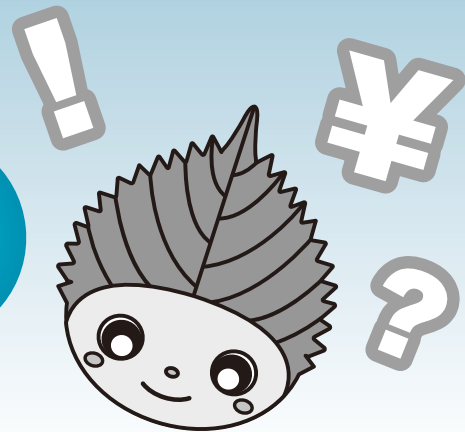


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



津島税務署から 確定申告のお知らせ

●申告書は自分で書いて
お早めに

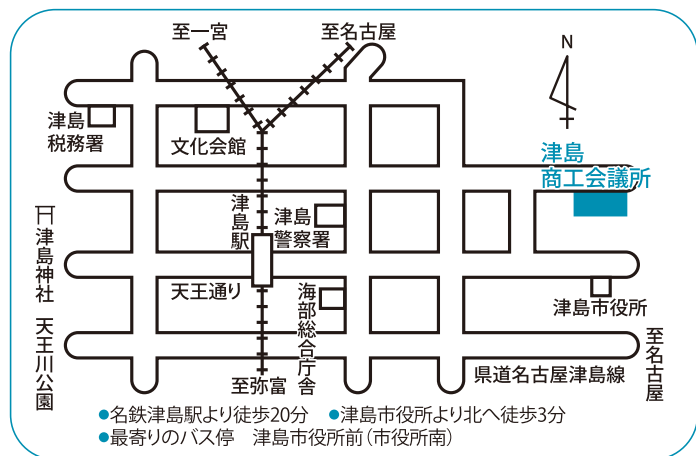
津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

とき 2月15日(金)～3月15日

(金)午前9時～午後5時

ところ 津島商工会議所

津島市立込町四丁目144番地



開設期間中、津島税務署では申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っていないのでご了承ください。

※土日は開設していませんが、2月24日・3月3日(日)に限り開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただきますようお願いいたします。

申告書作成・問合せ先

・国税庁 <http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。

・津島税務署

☎ 0567(26)2161

申告・納付の期限

・所得税および贈与税

3月15日(金)

・個人事業者の消費税

4月1日(月)

郵送先 〒496-1872 0

津島市良王町二丁目31番地の1

津島税務署

役場での申告について

2月18日(月)から役場でも臨時に確定申告会場を設け、受付を行います。会場は大変込み合いますので、速やかに申告ができるよう提出書類の確認等を事前に済ませて「申告に必要なもの」を持参のうえお越しください。

また、申告会場にはパソコンが設置しており、簡易電子申告ができますのでご利用ください。なお、書面による申告も受け付けています。

とき 2月18日(月)～3月15日

(金)※土日を除く

午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただきますようお願いいたします。

ところ 役場 3階大会議室

受付できる申告

・町県民税申告

・確定申告のうち次の方の申告

①給与所得、年金収入などの

雑所得、一時所得のある方の

確定申告

②住宅借入金等特別控除

③事業(営業・農業等)、不動産

所得、配当所得のある方の確定申告

※②③は、内容によっては受付できない場合があります。

※町ホームページで住民税を試算できます。

受付できない申告

青色申告、譲渡所得(株式、土地などの売買に係る所得)のある方の確定申告、消費税、贈与税、相続税の申告は税務署(申告期間中は津島商工会議所の申告会場)に提出してください。

※記入が完了している状態の申告であれば、会場内の申告書受付箱に投函していただくこともできます。投函された申告書は津島税務署が回収します。

申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成24年中に支払った社会保険・生命保険・地震保険料などの支払金額の分かる控除証明書や領収書、障害者手帳、利用者識別番号通知書(平成23年分以前の所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方)には緑色の封筒に入れてお渡ししております)など

個別に必要なもの

- ・給与、年金、報酬などの所得がある方
- ・源泉徴収票、支払調書など

- ・事業所得のある方

収支内訳書(売上、収入金額と必要経費の金額を集計し、事前で作成しておいてください)

- ・医療費控除を受ける方

平成24年中に支払った医療費の領収書およびそれを個人別に集計したものと、保険等で医療費が補てんされた方についてはその補てん額が分かるもの

※寝たきりの方のおむつ代について医療費控除を受ける場合は、原則として医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。

問合せ先

役場 税務課

内線 175・176

個人事業者の方の

所得税・消費税確定申告のご相談は、商工会へ

商工会では、中小企業の事業主の方々を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。申告期限間近になりますと大変込み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談をしたい方、白色申告の方もお気軽ににお出掛けください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 2月14日(木)・19日(火)・

27日(水)

3月4日(月)・8日(金)

午前9時30分～午後3時

ところ 商工会会議室

問合せ先 商工会

☎(442)4511

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ooharu/>

人権の桜運動



12月7日(金)に、津島人権擁護委員協議会、名古屋法務局津島支局より大治南小学校へ人権の桜が贈られ、前期・後期の児童会役員と人権擁護委員で2本の八重桜を植えました。

これは、子どもたちに命の大切さや、相手への思いやりといった基本的人権の尊重の精神を身に付けてもらうことを目的としています。

※人権の桜運動は、津島人権擁護委員協議会、名古屋法務局津島支局が平成9年から海部地域の小・中学校で毎年実施しています。

問合せ先 名古屋法務局

津島支局

☎0567(26)2423